

2021年度版

障がいのある人たちと 「人権」について

～Viva La Revolution 2021

特定非営利活動法人1to1

理事長 武井 剛

080-9893-5010

<https://npo1to1.wixsite.com/website>

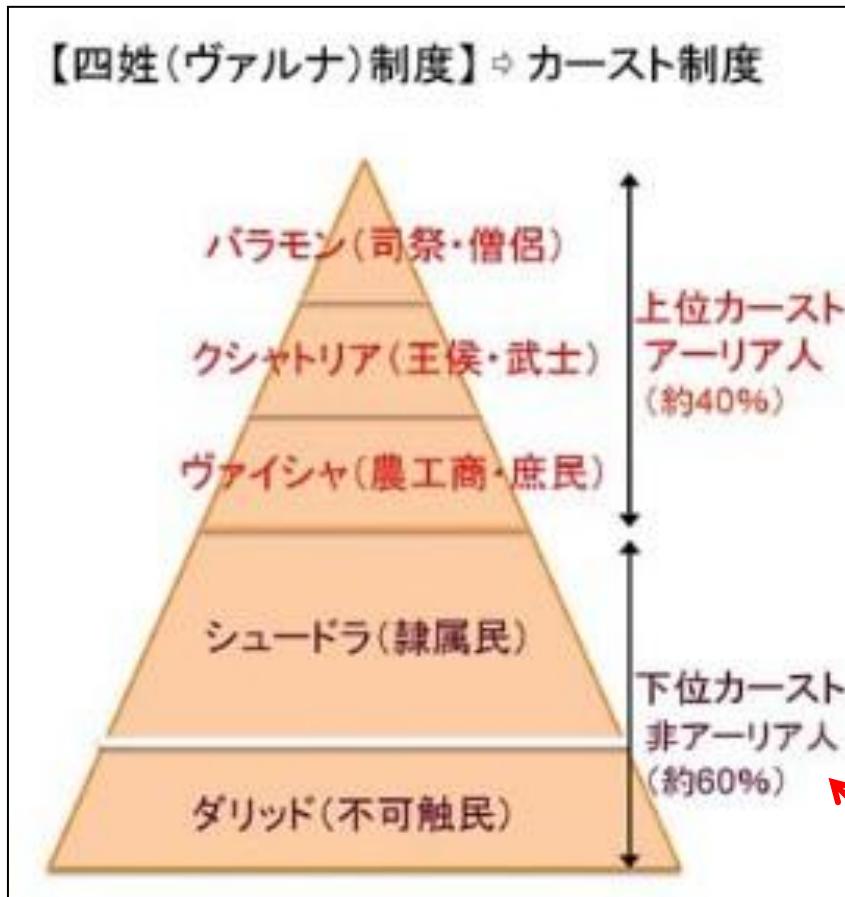
1. 「人権」という概念の成立とその意味

いきなりですが…ざっくりとした人類の歴史

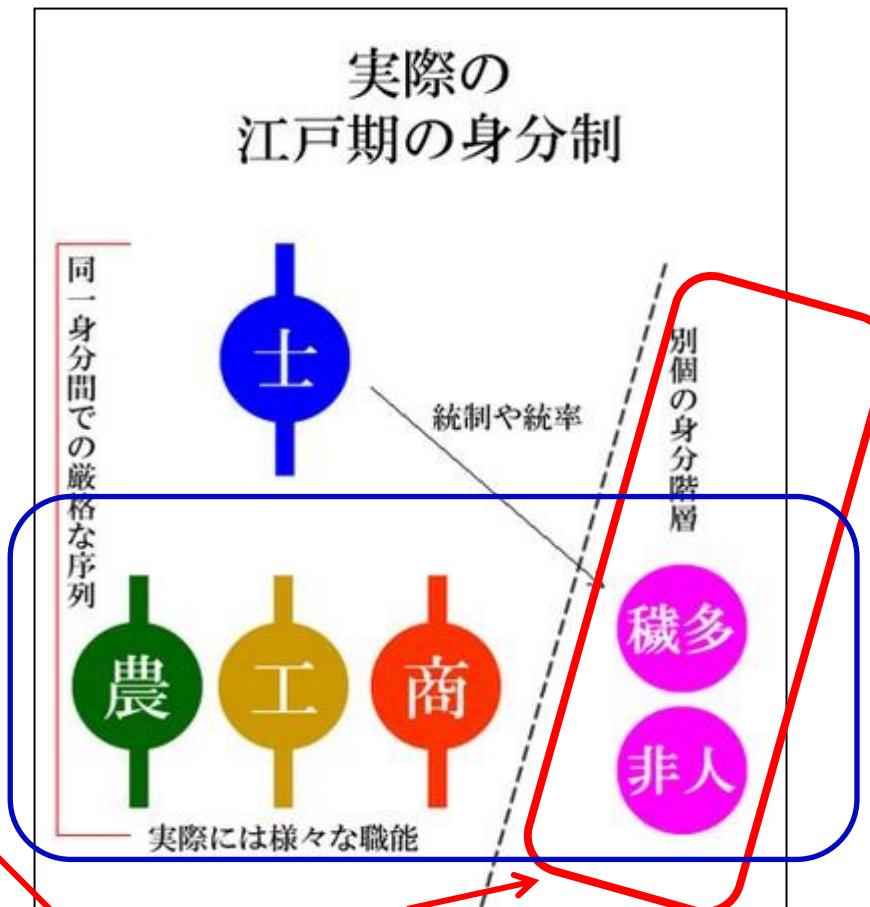
- 約500万年前 人類誕生 (猿人～直立二足歩行)
約180万年前 木モノ属登場(原人～石器の製造・火の使用・死者の埋葬)
約10万年前～ ホモ・サピエンス(現生人類): 狩猟・採集によって生活を維持。
【労働】と【言語】によるコミュニケーションを通じた集団生活。
 - 約1万年前 **食糧生産革命**: 農耕・牧畜による定住生活。時間概念の発達。
生産・貯蔵能力が向上 → 人口増加と分業により社会が階層化
⇒ **奴隸制・封建社会**: 土地と軍事力を持つ支配者(王)による統治。
 - 約200年前 **産業革命(工業革命)**: 富を蓄えた商人(ブルジョワ)と民衆が支配者を打倒(市民革命) ⇒ **立憲制・合議制による社会運営(民主主義)**。
「雇用」を前提とする働き方が浸透し、社会保障や福祉制度が整う。
- そして今…
- 資本主義が地球全体を覆い(経済のグローバル化)、**力を増した商人たちは市民社会や国民国家の足枷から離脱を図る**。様々な方法を駆使して課税や社会的責任を回避。国境を越えた ITプラットフォームビジネス(SNS, メタバース, コンテンツ配信, Uber等のマッチングサービスetc.) による、「雇用」の抑え込み。

前近代:「人権」という《概念》が無い社会

インドの場合…



日本の場合…



出生による「身分の固定」 → 後の「社会的な差別」の原因に…

近代:「人権」(Humen Rights)の成立

- 定義: 人々(個人)が生存と自由を確保し、**それぞれの幸福を追求する権利**
- 由来: ヨーロッパにおける**市民革命を通じて**、「近代憲法の不可欠の原理」として確立。
 - ・イギリス革命(→権利章典 1689年)
 - ・アメリカ革命(→独立宣言 1776年)
 - ・フランス革命(→人権宣言 1789年)
- 根拠: 国連憲章(1945年), 世界人権宣言(1948)

力(王権)による支配を脱し、「**自由な個人(国民)**」の集まりである
近代市民社会を支える思想として、人権という《概念》が生まれた。

日本では・・・

- 4～7世紀、西日本の有力氏族の連合により大和朝廷(皇室)が成立。以後、摂関政治や武力政権(幕府)による実行支配などはあっても、朝廷をトップとする社会構造は、現在に至るまで維持され続けている。
- 1868年、徳川幕府の統治体制が崩壊。これは、藩や下級士族による倒幕運動を受けた幕府から天皇への政権返上(大政奉還)によるもので、ブルジョワによる「市民革命」が成された訳ではない。
- 1945年、日本国は大東亜戦争に敗戦。皇室(国体)は維持されたが、占領政策を実施した連合国軍機関の要求で、<国民主権>を謳った日本国憲法が1946年に公布。初めて「人権」という概念が制度に明記。



私たちは、「人権」と出会ってからまだ75年。未だ学習の途上。

「基本的人権」の中身(1)

- **平等権** 誰もが人種・信条・性別・家柄・社会的身分等によって差別されずに、同じ扱いを受けるよう求める権利
- **自由権** 公権力が個人の生活に不当に介入してくるとき、その介入を退ける権利
 - **身体的自由権**
奴隸的拘束や苦役からの自由、住居の不可侵 etc
 - **精神的自由権**
思想・良心の自由、信教の自由、言論・出版。集会・結社の自由、学問の自由
 - **経済的自由権**
居住・移転、職業選択の自由、財産権の不可侵

「基本的人権」の中身(2)

- **社会権** 人間らしい生活を保障することを、国家権力に対して求める権利
 - ・**生存権** 社会福祉、社会保障、公衆衛生等の向上や増進を、国の責務として求める権利
 - ・**教育を受ける権利**
 - ・**労働基本権** 団結権・団体交渉権、団体行動権
 - ・**勤労の権利** 働く機会を求める権利
- **参政権** 政治に直接・間接に参与する権利。
選挙権・被選挙権。
- **その他**
 - ・**プライバシーに関する権利** ・**知る権利**
 - ・**環境権** 良好な環境の下で生活を維持する権利

「人権」という概念が希薄な某国では…



人権を尊重しない国の政府は、自国民の人権をも平気で踏みにじる。
彼らにとって、国家の利益のためには、個人の幸せなどは取るに足りない。
個人的には、日本が再びそうならないよう願いたいものです。

「人権」がないがしろなると・・



世界には、「人権」という概念が希薄な国も少なくない。そういう国でも、国を豊にしようとか社会秩序を維持しようといった「正義(感)」のようなものはある。ただし、その手段は、暴力(武力)による支配、「個人」の自由の抑圧というかたちを取ることが多い。

2. 障がいのある人と「人権」

～「障害者の権利に関する条約」が
出来るまで

「差別」が生まれる心理的メカニズム

- ・「弱さ」「死」を連想するものに対する不安や恐れ、心理的忌避。
生(幼)・老・病・死 etc.
- ・集団の「ウチ」と「ソト」に関する認知的バイアスによる区分け
敵・味方、正常・異常 etc



ある集団・カテゴリーに属する人々に対して、特定の性格や資質を持っているように見えたり信じたりする認知的な傾向が生じる。
固定観念(思い込み) → 偏見(決めつけ)。
性別、人種、経済状況、健康状態、国籍、etc.

障がい者差別の歴史

- ・ 社会が貧しかった時代は、「間引き」「棄児」の対象に。一方、共同体や国家による看護・保護の記録も残っている。
- ・ 産業革命以降、生産性向上のための「労働力集約」の観点から
職(労働)と住(暮らし)が分離。女性・老人は家に、子ども・傷病者・障がい者は社会の周縁へ追われ、集団処遇の対象となる。
(学校、病院、施設 etc.)
- ・ 特に障がい者は、児童期には教育、青年期には労働や移動の自由から疎外(排除)され、社会との接点(社会参加の機会)を奪われることとなつた。また、そのことで「差別」の対象にも。

「ノーマライゼーション」の風 (Normalization)

- 第二次世界大戦後、「戦勝国」となった西側諸国にて、個人の自由や人権を尊重する機運が高まる。
- 1950年代。知的障がい者の親たちが、施設の中で非人間的な扱いを受けている子供らの現状を知り、状況を改善するための主張・運動を展開。
 - 1500人収容の大型施設を20～30人の小規模施設に。
 - 施設を親や保護者の生活する地域の中に作ること。
 - 他の子どもたちと同じように教育を受ける機会を作ること。
- 1959年、「どのような障がいがあろうと、一般の市民と同等の生活と権利が保障されなければならない」ことを法制度に明記。（「知的障害者福祉法」）

「ノーマライゼーション」8つの原理

1. 1日のノーマルなリズム
2. 1週間のノーマルなリズム
3. 1年間のノーマルなリズム
4. ライフサイクルでのノーマルな発達的経験
5. ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
6. その文化におけるノーマルな両性の形態
即ち、セクシャリティと結婚の保障
7. その社会におけるノーマルな経済的水準と
それを得る権利
8. その地域におけるノーマルな生活環境水準

「ノーマライゼーション」の伝播

- 1960～70年代、スウェーデン→米国経由で世界へ
- 時は、反戦・平和運動や人種差別反対、フェミニズム運動、環境運動等に沸く「変動の時代」。
その<熱>は各国の障がい当事者や周囲の人間にも伝わり、公共交通機関への乗車拒否撤廃を求めるデモや施設を出て地域で暮らす「自立生活運動」、学校教育による発達保障を求める運動、社会の中で働き・参加する機会を求める「作業所運動」などが、日本でも展開された。
- 1981年、「国際障害者年」制定。国連が障がいのある人々の問題を世界的な規模で取り上げ、啓蒙を行った初の出来事。



「障害者の権利に関する条約」

- 2006年12月、国連総会にて採択。障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な、**21世紀最初の国際人権条約**。
- 持続可能な開発(sustainable development)に関連する戦略の不可分の一部として、障がい者の問題を主流に組み入れることが重要と宣言。
- 障がいを持つ人の交通手段、教育、雇用、余暇活動へのアクセスを改善する措置の導入に向けた、段階的な取り組みを行うとともに、**障がいを持つ人を差別する立法措置や慣行、慣習を廃止**することを条約批准国へ求める。

日本における条約受容の流れ

- 2007年 9月 日本国、条約に署名。
→条約批准に向けた国内法の整備を開始。
- 2011年 8月 「障害者基本法」改正。
- 2012年10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行。
- 2013年 4月 「障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律」施行。
- 2014年 1月 日本国、条約を批准。2月発行。
- 2016年 4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「改正障害者雇用促進法(通称)」施行。

私たちの事業も、この流れの中に存在することをお忘れなく！

3. 2020年代以降の「人権」問題

いま、世界では…



背後にあるヤバい問題

- 1990年代以降、グローバリゼーションが進み、企業は安い労働力を求めて生産拠点を海外に移すor移民受け入れを政府に要求。結果、自国の労働者も買い叩かれる。
(世界の貿易不均衡や先進国でも国内格差が拡大。)
- 民衆の不満を背景に、ポピュリズム政権が誕生。ガス抜きのため、移民や社会的少数者への差別をSNS等で煽る。
- 泥沼化したイラク・アフガンから撤退した米国が、「世界の警察」を下り、「自国(政府・支配層)ファースト」に切り替え。
- 中華人民共和国という＜帝国＞が「霸権」獲得に乗り出す。一带一路構想による海洋進出、新疆ウイグル自治区では強制労働や民族浄化政策も... (水資源の収奪が狙い?)
- 米中のパワーゲームの隙を縫い、ならず者たちが弱き者を支配し、
<群雄割拠>の争いや<内戦>を繰り広げる。
(イスラム国、タリバン、ミャンマー、中央アフリカ etc.)

地球環境も悲鳴を上げている・・・
(大気、海洋、雪氷圏及び生物圏 etc.)



私たちの持続可能な未来のために・・・

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| 1 貧困をなくそう  | 2 貧困をゼロに  | 3 すべての人に健康と福祉を  | 4 箕の高い教育をみんなに  | 5 ジェンダー平等を実現しよう  | 6 安全な水とトイレを世界中に  |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  | 8 働きがいも経済成長も  | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  | 10 人や国の不平等をなくそう  | 11 住み続けられるまちづくりを  | 12 つくる責任つかう責任  |
| 13 気候変動に具体的な対策を  | 14 海の豊かさを守ろう  | 15 陸の豊かさも守ろう  | 16 平和と公正をすべての人に  | 17 パートナーシップで目標を達成しよう  | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です |

障がいのある人とかかわることの意味

- あえてマイノリティ(社会的弱者)の側の身を置く
- だいたい、どうあがいたって私たちも「弱者」= 収奪される側だから…
- そもそも人間は、生(幼)・老・病・死から逃れられない
～朝は四つ足、昼は二足、夜は三つ足
- 互いの「弱さ」を認め合い、寄り添い、共に生きる
～他者へのケア(care…世話・治療)や福祉(well 良く・fare 生きる)の本質が、そこにある
- 生存環境を自らの手で「より良い」(生きやすい)状態へと変えていける力を私たちは持っている
- だから「弱者」に(も)優しい共生社会の創造を目指す

まとめ

- 障がい者のある人たちが教えてくれるのは、私たちみんなが共通して抱えている課題
- 今が<未来>の分岐点
～「手遅れ」になる前に、出来ることがある
- だから、Think Globally, Act Locally
(地球規模で考え、足元から行動しよう！)

資料集

- 「障害者権利条約」パンフレット
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page25_000772.html
- 障害者虐待 5つの行動類型
<https://www.city.takahashi.lg.jp/uploaded/attachment/5798.pdf>
- わかりやすい版・障害者虐待防止法パンフレット
http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/2016/05/02gyakutai_panf_web.pdf
- 障害者差別解消法って何？
<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/pdf/sabetsukaisyohou2.pdf>